

田原本町農業委員会の委員候補者評価・選考基準

1. 候補者の評価

田原本町農業委員会の委員の候補者の推薦、募集等に関する要綱第8条の規定により、田原本町農業委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者の評価を求めるものとする。

評価委員会は、提出された推薦申込書又は応募申込書に記載された事項をもとに、別表に掲げる項目により候補者を採点・評価し、その結果を町長に報告する。

2. 候補者の選考

候補者の選考は、農業委員会等に関する法律第8条第5項から第7項までの規定により、採点による評価点数に加え、次の条件を踏まえて総合的に判断するものとする。

- (1) 委員の過半数を認定農業者等（農業委員募集要項別表のいずれかに該当する者）とする。
- (2) 農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者を1名以上とする。
- (3) 女性委員を1人以上とする。（候補者がいない場合を除く。）
- (4) 50歳未満の青年を1名以上とする。（候補者がいない場合を除く。）

■ 農業委員会等に関する法律第8条第5項から第7項まで 一部抜粋

5 市町村長は、委員の任命に当たっては、次に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。

- 一 認定農業者である個人
- 二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

3. 経歴及び農業経営状況の評価は、令和8年2月1日時点を基準とする。

4. 評価点が同点の場合は、以下の順で順位付けを行う。

- ① 既に選ばれた女性委員が1名の場合、年齢の若い女性から1名を優先する。
- ② 既に選ばれた女性委員が2名以上の場合、性別にかかわらず年齢の若い者を優先する。
- ③ 上記①、②で決まらない場合、経営農地面積の多い者を優先する。

※①、②において、候補者が同一年の場合は誕生日の日付が遅い者を優先する。

別表 1

●評価項目

評価項目	評価基準	備考
農業への従事の程度	認定農業者等※ ¹ のいずれかに該当する者であるか	
	町内における経営農地面積	農地台帳による
地域への貢献度	地域の農業団体等の職歴※ ² の程度	複数の職歴がある場合は、加点あり
	地域の農業団体等以外の職歴※ ³ の程度	複数の職歴がある場合は、加点あり
その他評価すべき事項	性別	女性の場合に加点
	年齢	若年者に加点
	農業委員会所掌事務に利害関係があるか (農業者か否か)	農業者でない者に加点

※ 1 農業委員募集要項別表のいずれかに該当する者

※ 2 農家代表者、水利組合長、土地改良区役員、多面的機能支払交付金の活動組織の長、農業委員、最適化推進委員

※ 3 自治会長